

第 60 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水產省

第 60 回

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和5年6月19日（月）14：30～15：52

会場：農林水産省 畜産局第1会議室

（本館2階ドアNo.本-221、Web会議併用）

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- ・最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- ・飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（諮問）

4. 閉会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

資料2 諮問文

資料3 飼養衛生管理指導等指針の見直しについて（概要）

資料4

飼養衛生管理基準の指導の仕組み等について

午後2時30分 開会

○星野室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第60回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を担当しています動物衛生課家畜防疫対策室長の星野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは開会に当たりまして、消費・安全局長、森局長から御挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

○森局長 御紹介いただきました消費・安全局長の森でございます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。座って御挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この第60回家畜衛生部会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

昨今の我が国の家畜衛生をめぐる情勢、まず、高病原性鳥インフルエンザにつきましては令和4年度シーズン、昨年から今年にかけてのシーズンでは過去最多の発生となったところでございます。家畜衛生部会の皆様、特に家きん疾病小委員会の皆様におかれでは、この鳥インフルエンザの発生予防対策等について累次の御助言を頂きましたこと、誠にありがとうございます。

また、次期シーズンに向けても引き続きの警戒が必要だということでございまして、今シーズンの疫学調査の取りまとめなど、今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

また、豚熱につきましては、ワクチン接種農場における発生が継続しておりましたが、昨年、そうした中で、牛豚等疾病小委員会で御議論を頂いて要件を満たす飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とするという仕組みの見直しを行ったところでございます。

既に必要な研修などを行った上で、実際に飼養衛生管理者による接種が開始された県もあるというふうに承知をしているところでございます。引き続き、野生イノシシ対策とともに発生予防、まん延防止に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、海外に目を向けてみると、今年の5月には韓国で4年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認をされたところであります。既に移動制限も解除をされ、事態の収束には向かっているというふうに承知をしているところではございますけれども、我が国、我が省としても高

い緊張感をもって水際対策に取り組んでいるところでございますし、また、生産者を含めた関係者の皆様に飼養衛生管理の徹底と、飼養家畜の異常を確認した場合の早期通報の徹底をお願いをしているという状況でございます。

引き続き、こうした鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫、さらにはASF等々、様々なるリスクに対してしっかりと対応していく必要があるというふうに考えている次第でございます。

本日の家畜衛生部会では、令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策について総括をしながら、最近の家畜衛生をめぐる情勢について報告をさせていただきます。その後、次期シーズンに向けた取組を検討いただく中で、飼養衛生管理指導等指針の一部変更について諮問をさせていただきたいということでございます。

特に、その内容について、例えば分割管理といった考え方の明確化でございますとか、あと、大規模所有者の対応計画の在り方など、非常に関係者の関心の高い事項も含まれているところでございます。活発な御議論、忌憚のない御発言の方を、是非専門的な見地から頂ければというふうに考えておりますので、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○星野室長 ありがとうございました。森局長におかれましては、所用につき、ここで退席となります。よろしくお願ひします。

○森局長 じゃあ、どうもすみません。よろしくお願ひいたします。失礼します。

○星野室長 また、報道関係者の皆様におかれましても冒頭カメラ撮りはここまでとなりますので、よろしくお願ひします。

現在、家畜衛生部会の委員の数につきましては、19名でございます。本日はウェブでの御参加、御出席も合わせまして15名の委員の皆様方に御出席を頂いておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

本日、御出席の委員の皆様方、ウェブの方もいらっしゃいます。お名前だけ御紹介させていただきます。まず、委員の3名の方、上岡委員、それから角倉委員、柚木委員。

柚木先生におかれましては、委員長ということで座長の方もお願いをしております。

また、臨時委員としましては、小田委員、加藤道博委員、木村委員、佐藤委員、津田委員、中島委員、中村委員、西元委員、橋本委員、日高委員、山口委員、米山委員でござい

ます。以上の皆様、15名の御出席で本日は議論を進めたいというふうに思います。

また、本日、出席の事務局の方の御紹介でございます。まず、動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 沖田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○星野室長 それから、国際衛生対策室長の松尾でございます。

○松尾室長 松尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○星野室長 それから、動物衛生課病原体管理班の松井でございます。

○松井班長 松井でございます。よろしくお願ひいたします。

○星野室長 本日は、ウェブと併用の開催となります。なかなかうまくいかないところもあるかもしれません、円滑な議事の方もよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の御確認をさせてください。

お配りさせていただいております資料は、議事の議事次第、それから委員名簿に加えまして、資料1として、最近の家畜衛生をめぐる情勢について、そして、本日の諮問事項である飼養衛生管理指導等指針の一部改正について、こちらに関しましては資料の2から4でございます。

届いていない資料や、乱丁落丁などございましたらば、お申し付けください。

特段、問題ないようでしたら、ここからの議事進行につきましては、柚木部会長にお願いをしたいというふうに思います。

それでは部会長、よろしくお願ひいたします。

○柚木部会長 柚木でございます。よろしく、どうぞお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議事の方に入らせていただきます。

最初の議事は、先ほどお話がありましたけれども、最近の家畜衛生をめぐる情勢についてということでございます。

初めに事務局から、御説明をお願いいたしたいと思います。

○星野室長 それでは、お手元の資料1を御覧ください。

最近の家畜衛生をめぐる情勢について。めくっていただきまして、鳥のインフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザにつきまして、まず、御説明させていただきます。

2ページ目、今シーズンの発生状況の特徴でございますが、上の四角囲みにありますように、10月28日、過去最速の1例目が確認されて以降、全国で26道県84事例1,771万羽の殺処分。そして、令和5年の4月7日、北海道の発生をもって、以後、発生は確認をされ

ておりません。特徴としましては、これまでなかつた6県につきまして、新たに発生が確認をされておりますし、また、野鳥でも最速9月25日で確認をされたということですので、専門家の皆様方からは、全国的に今シーズンは、環境中のウイルスの濃度が高まっていたということが指摘をされております。

下の日本地図は、星印は野鳥でございまして、全国至る所に感染が確認をされているのと、あと右側ですね。同じような野鳥、（2）の左の棒グラフですけれども、242件ということで、過去ないほどの発生が確認をされております。

めくっていただきまして3ページ目、今度は防疫の状況でございます。上の四角囲みのところですけれども、早期発見、早期通報、それから防疫措置につきましては、適切に実施をされていました。また、早期封じ込めもしっかりとできていたというところです。また、埋却地につきまして、埋却地からの漏出、あるいは土地の所有者との認識のそごということもありまして、一部トラブルというか課題がありましたけれども、防疫には特段、問題はなかつたんですが、こういったことで疑義が生じないように都道府県に対しまして、当方の方からきちんと事前確認をするようなことも指導をしております。

折れ線グラフを御覧ください。今シーズンの発生の特徴ですけれども、11月から1月にかけてピークがございまして、そして右側、防疫の方は令和2年のシーズンと比較をしてみると、青囲みのところですけれども、防疫措置の完了までの日数は約4日間、7.1日で約4日間の短縮。それから、50万羽以上という大規模でも19.6日ということで、約8日間の短縮。そして、自衛隊への派遣要請も28事例33%ということで、令和2年の60%近くから比べると約半分ということですので、都道府県における防疫対応が非常に迅速化しているということが分かっております。

また、殺処分の死体の処理の方法、左側の表ですけれども、3分の1は焼却施設も利用しているということで、埋却だけでなく、焼却の方も使うようなことが進められております。右側の埋却地の試掘の事前調査ですけれども、どうしても、実際、埋却地の掘削をしてみると水が出てきたりして、なかなか使えなかった場合もありますので、今年度からは試掘のための事前調査も支援をさせていただいているところであります。

めくっていただきまして、4ページ目を御覧ください。政府の対応についてまとめさせていただきました。左側の時系列で、昨年の10月28日に1例目が確認をされて以降、右の方の対応状況ですけれども、29日に家畜衛生部会の家きん疾病小委員会を開催いただきまして、防疫方針について確認をさせていただきました。そして、11月に入って引き続き発

生が確認をされると、また、4日に家きん疾病小委員会を開催をしていただきまして、既に環境中のウイルスの濃度が今シーズンは非常に高いということを指摘を受けていただいております。

また、28日には、同じく家きん疾病小委員会を開いて、緊急提言の1回目、これは後ほど御説明をさせていただきますが、消毒の徹底、あるいはため池の対策について指摘されているところであります。なかなか発生が収まらない中、12月に入りまして、未発生の県でも確認をされたことから、7日に農林水産省の合同対策本部ということで開催をして、最大限の緊張感をもって、しっかりと発生予防、まん延防止、水際対策に取り組むよう、野村大臣の方から国民に対しましてメッセージを発出したところでございます。

そして、22日、関係閣僚会議ということで、総理の方から養鶏場の各農場につきまして、一斉緊急消毒の指示がございました。また、年が明けて1月9日、令和2年度987万羽のシーズンを超えたことから、同日で、農林水産省の本部を開催しまして、改めて大臣から最大限の警戒を呼びかけるメッセージを出すとともに、13日に関係閣僚会議を、そして31日には、家きん疾病小委員会、疫学調査チームの検討会を開きまして、第2回目の提言を出していただきました。

めくっていただきまして、5ページ目。対策の強化ということですけれども、まず、1点、昨年12月22日の総理指示を踏まえまして、家きんでの緊急消毒を実施をいたしました。

当初、26道県、発生した県から始めまして、最終的には47都道府県全国で実施をしていくところであります。また、殺処分羽数が過去最多となったことから、大臣からも改めて2回の緊急メッセージを出させていただきました。

右側の方の関係閣僚会議を踏まえた対応ということで、全国の消石灰の散布状況が写真でも掲載されております。また、右下のとおり、過去最大の発生を踏まえた緊急対応ということで大臣の方からの呼びかけとともに、鶏卵の安定供給の確保ということで安定的な生産確保と家庭消費向けの優先供給を要請させていただいたところでございます。

めくっていただきまして、6ページ目。御紹介させていただきました家きん疾病小委員会からの緊急提言の一つ目、11月28日に出されたものでございますが、続発を踏まえて、環境中のウイルスの濃度が非常に高まっているということが既に指摘をされました。このため、農場や敷地内の消毒の徹底。それから、野生動物の侵入防止。そして、二つ目としては、ため池、農場の周辺にため池が結構ございましたので、ため池周囲の消毒や水抜きなどをしっかりとやっていこうということがメッセージとして発信をされたところで

ございます。

それから、めくっていただきまして7ページ目。今度は2回目の緊急提言になりますけれども、1月31日、こちらは疫学チームとの合同検討会を開催をさせていただきました。

この中で、死亡鶏保管庫などの共同施設を利用する場合、特にウイルスの交差汚染防止には注意をすること。それから、鶏舎の入気口、あるいは鶏舎の天井裏など、ふだん目が届きにくい場所、特に冬場についてはなかなか目が届きにくいということから、穴などがないか、しっかりと点検を頂いて必要に応じて補修をするというようなことも提言として出されたところでございます。

また、(2)としましては、野鳥の対策ということとして、安易な餌やりや、それに類する行為は控え、野鳥の死体を発見した場合には適切に処分して、複数確認された場合には自治体に報告するなど、野鳥対策もしっかりとやっていこうということで最大限の警戒感を持って対応すべきということがメッセージとして発出されたところであります。

それから、農家経営の再開状況ですけれども、既に6月13日の時点で、81の農場のうち36の農場、4割近くが何らかの経営を再開しております。ただ、採卵鶏におきましての、鶏の導入状況におきましては、殺処分、採卵鶏の1,645万羽に対しまして17.1%という状況でございます。

それから、めくっていただきまして、9ページ目、今後の対策につきまして、次のシーズンに向けた対策としましては、三本柱がございますけれども、一つ目は今後、疫学調査もしっかりと取りまとめていただきながら、必要な消毒の徹底や、目が行き届きにくい場所の点検、修理、補修、それからため池対策、共同利用施設対策もしっかりとやっていくことが重要と考えております。

そして、二つ目、本日、諮問させていただく内容の柱になりますけれども、発生時における殺処分羽数の低減としまして、発生する前に農場ごとに全羽殺処分の羽数を低減させるために農場の分割管理ができるか。そういうものを活用していただくことが重要と考えておりますので、活用可能なマニュアルについて御議論させていただきたいというふうに思います。

それから、三つ目、家きんの再導入に向けた指導ということで、早期に家きんが導入できるように家畜保健衛生所の方で埋却地や焼却施設の確保。それから、飼養衛生管理の指導などを行いながら、大規模農場におきましては、事前に策定する対応計画の中で、農場は自ら防疫措置に協力すること、これらについても本日諮問をさせていただきたいという

ふうに思います。

めくっていただきまして、10ページ目。これは後ほど細かい内容を説明させていただきますので、ここでは割愛をさせていただきます。

以上が、高病原性鳥インフルエンザの総括でございました。

そして、参考としまして、豚熱、アフリカ豚熱の動きを紹介させていただきますと、13ページ目を御覧ください。豚熱につきましては、時系列で横の軸にあります右側の方、2022年から2023年を見ていただきますと、2022年以降、発生はワクチンを接種しているエリアの関東に限っての発生が散発的に確認をされておりまして、最近では3月に茨城県で1件、発生が確認をされている状況でございます。

めくっていただきまして、14ページ目。発生から3年半、4年近くがたつんですけども、既に、この赤白の斜線のところは養豚場で発見、確認がされたんだけれども、最近1年以上発生が確認をされてないということですので、清浄化の要件の一つとしましては、過去1年間、飼養豚で発生がないことがありますから、こういった形で徐々に清浄化に向けて取組が進んでいるのかなという気がしております。

一方で、その飼養豚へのワクチン接種地域につきましては、まだ39都府県ございますので、こういったところで、いかにしっかりとワクチンを打っていくかというところが課題になってまいります。

そして、めくっていただきまして、15ページ目。こちらの方では、その課題のワクチン接種、適切にワクチンを打つことが非常に重要なんですけれども、下の横のスライドを見ていきますと、令和4年までの取組としましては、適時・適切なワクチン接種、それからワクチンの厳格な管理ということで、15ページの下の方にございます二本柱の要件が必ずきちっと守られていることがワクチンの条件だったんですけども、その課題としましては、あまりにも業務が煩雑になり過ぎて人手が不足しているということから、なかなか適切なワクチン接種が困難であったり、飼養衛生管理の指導や免疫付与状況確認検査がなかなかうまくいかないということ。そして、発生時の緊急防疫措置にも人手を割かれるということから、なかなか人手不足が指摘をされたところでございます。それを見直すことによって、適時・適切なワクチン接種と厳格な管理を行いながら、期待される効果としましては、ワクチンが適切に接種をされるということ。そして、免疫付与状況や飼養衛生管理の指導もしっかりされるということが狙いでございます。

そして、中身としましては、上の四角く囲んでいる、四角の四つ目のところなんですか

れども、飼養衛生管理者の登録ということを、前回、前々回ですか、ここの中でも議論させていただきましたが、飼養衛生管理者につきまして、防疫員または知事認定獣医師の指示の下、監督の下でワクチン接種を確実に行うというようなことを仕組みとして進めさせていただきまして、現時点でも、一部のワクチン接種県では、この仕組みを使って、適切にワクチンが進められているところでございます。

めくっていただきまして16ページ目。これはアフリカ豚熱ですけれども、これももう何回も紹介させていただいておりますが、ポイントとしましては、世界地図を見ていただくと分かるとおり、アジアの周辺国では発生がみられておりますが、日本と台湾だけが発生を確認をされていない地域ですので、何とか守らなければいけないということ。そして、ポイントとしては三つ目の丸ですけれども、違法に持ち込まれた畜産物から4件ほど、本ウイルス自体が分離をされている事例があります。また、国際郵便を使った水際対策の強化につきましても、非常に重要と考えておりますので、これらをきっちりやりながら、海外から入ってこない対策を進めるとともに、万が一、国内に入った場合、特に野生イノシシにつきましては、死体の衛生的な処理が重要というふうな認識をしております。

めくっていただきまして、17ページ目。これまでの取組としまして、今、お話をさせていただきましたが、特に水際対策、（2）の水際対策の強化で140頭ほどの検疫探知犬を配置し、家畜防疫員も526名に増員をして、各空海港に防疫体制を引いているところであります。また、逮捕事例も、携帯品の検査、あるいは国際郵便でも確認をされているところでございます。

（3）としましては、農家さんへの注意喚起としまして、アフリカ豚熱は有効なワクチンがございませんので、とにかく農場は飼養衛生管理で守るということが非常に重要なことだというふうに考えております。

最後に18ページ目。韓国における口蹄疫だけ御紹介させていただきます。

めくっていただきまして、20ページを御覧ください。アジアにおける口蹄疫の発生状況ですけれども、日本、台湾など、一部の国を除いて、アジアでは、やはり口蹄疫が発生しているところでございまして、めくっていただきまして、21ページ目、最近では、隣の韓国で4年ぶりに5月10日に確認がされました。

韓国では2010年12月から、ワクチンを接種して防疫が進んでいたところなんですけれども、最近の発生、4年ぶりの発生ということで、その後18日に最終確認ということで、先ほど冒頭挨拶にもありましたように、移動制限等の防疫措置も終わっているところでござ

います。

幸いというか、牛とヤギの発生ですので、豚に感染をしていないということが、今のところ確認をされておるところでございます。我が国としては、引き続き、非常に注意を要するような状況となっています。

22ページ目、これは、もう水際対策はアフリカ豚熱と同じですので、省略をさせていただきます。

以上で、私の方から、最近の家畜衛生をめぐる情勢について御説明をさせていただきました。

○柚木部会長 ありがとうございました。

情勢についての御報告でございました。

それでは、この件につきまして、委員の皆様から御質問とか御意見等、ありましたら、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日高委員、お願いします。

○日高委員 8ページの、ちょっと教えてほしいんですけども、家畜伝染病予防費ということで、殺処分した家きんに対する手当金は全額交付したということなんですねけれども、これは豚熱の場合なんかは、飼養衛生管理基準が欠落というか、削るというか、した部分がありますよね。これ、今回の鶏の場合には、これはそういうのは評価額としては全部交付したということになったのは、その飼養衛生管理基準に不備は見られなかったということで取ってよろしいんでしょうか。

○星野室長 お答えさせていただきます。

8ページの参考の家畜伝染病予防費の一つ目の丸のところで、後段、「殺処分した家きんに対する手当金について、原則として評価額の全額を交付」というふうになっておりますので、正におっしゃったように、豚熱でありますようが、高病原性鳥インフルエンザであろうが、飼養衛生管理基準がやはり遵守されてなかつたといった場合には減額の対象になりますので、あくまで原則として、こういうルールになっているということを御紹介させていただいているところです。

○柚木部会長 よろしいですか。

○日高委員 はい。それと、ため池対策というので、緊急提言がされましたけれども、結構、そのため池対策というのは、どういうことをやられたのか教えてほしいと思います。

○柚木部会長 お願いします。

○星野室長 6ページですね。11月28日の緊急提言を頂きました。ため池というのは、特に養鶏場の周囲にあるため池のところでして、野鳥が飛んでこないようにテグスとか、あるいは忌避テープというんでどうか、きらきら光るようなテープ、そういういったものを張って野鳥が水場に飛んでこないということ。あるいは、地域によっては、皆さんとよく話し合いをしながら、冬場、ここそのため池、水を使う必要がないよとなれば、ため池の落水、もう、そもそも張らないということ、そういうことを現場の方で、地域一体となって取り組んでいるというふうに聞いております。

○柚木部会長 ありがとうございました。

○日高委員 続けてよろしいですか。口蹄疫についてですけれども、口蹄疫で、これ韓国で発生したということで、もう、これは5月18日で最終的に終わっているということですね。最初、口蹄疫が韓国で発生したときに、結構、宮崎県の場合は神経質になって、そこ辺りで、マスコミなんかも2010年と同じような状況だということで結構騒いだんですけども、このときに、国としては、豚の場合は飼養衛生管理基準というのが厳しくされているんですけども、この時点で牛についても、やはり厳しく指導してやったのかどうかということですよね。

それと、国内における22ページの防疫体制の中に、国における移動式レンダリング装置などの大型資材の配備というのが書いてあるんですけども、前、伺ったときには、この移動式レンダリングのやつでやった場合には設置場所の問題、それと設置した後の家畜をストックしていく場所が必要とかということで、多大な経費がかかるので、この移動式レンダリング装置の活用というのは、なかなか無理があるということを聞いているんですけども、あえて、ここにこういうふうにしてレンダリング装置を云々と書いてあるのは、絵に描いた餅と言えば大変失礼なんですが、今の状態での、この移動式レンダリングのやつの活用というのは、なかなか難しいと思うんですよ。ですから、もう少し活用できるようなレンダリングの装置、鳥インフルの場合にも焼却は大分あったみたいですので、早急にここ辺りの整備というのを、実用可能なレンダリング装置の活用というのをお願いしたいなということです。

○星野室長 ありがとうございます。まず、21ページの韓国の発生を御覧になって、18日が最後の発生なんですが、当初10日、疑いの段階で連絡を頂きまして、農林水産省から各都道府県、各関係団体におきましては、情報の提供とともに、これは牛、豚、両方の家畜に関する飼料会社も含め全てのところに対しまして、注意喚起と、それから、生

産者農場の飼養衛生管理基準の指導、そういうしたものについての通知を出させていただいております。これは、もう牛も豚も同じく注意喚起をさせていただいております。

それから、22ページの（3）の国内の防疫体制の一つ目の丸の移動式レンダリング装置につきましても、豚で言えば一昨年でしたか、神奈川県の方で使用させていただいております。正にそのときの課題として、まあ、実際あれは、きっちと、それで処理はできてうまくいっているんですけども、やはりレンダリング装置をどこに置くか。その地域の問題や、あるいは非常に広大でかなり堅い岩盤の必要な土地がなければいけないですから、それをどういうふうに選定するのかということで、若干の時間を要したんですけども、結果として、あのレンダリング装置を使って防疫をしっかりと進めているというところでございます。

全国で4か所、動物検疫所で設置をしておりますので、その地域地域で、その活用を御検討いただきなり、事前に検討していても、実際には、それどおりいかないこともあるかもしれませんけれども、そこを皆さんで知恵を絞って、何とか迅速な防疫に努めていただきたいというふうに思っております。

ただ、基本的には、レンダリング装置を使う以前に、やはり土地で発生した農場の近隣、あるいは農場自体で埋却をしてしまうというのが一番ウイルスを迅速に根絶やしして清浄化するのが基本ですので、まずは、そこはきっちと検討いただきながら、万が一のときにも備えて、地域自治体とレンダリング装置を使って、どこでやるのか、あるいは最後は、焼却、埋却、最終的にはしなければいけませんので、どこで持っていくのかということは、事前に御検討いただくことが必要かなというふうに考えています。

○柚木部会長 よろしいですか。すみません、全国4か所って、どことどことどこなんでしょうか。

○星野室長 北海道と横浜、それから中部、名古屋。そして、門司。

○柚木部会長 ありがとうございました。

じゃ、橋本委員、お願いいいたします。

○橋本委員 資料3ページ、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況についてですが、R4年シーズンは、言うまでもなく非常に大きな発生でしたが、平均殺処分羽数が増えたにもかかわらず、防疫措置の完了が早かったと。早くなっているということですね。50万羽以上であっても早くなっていると。短縮されていると。しかも自衛隊の派遣要請がぐっと減っていると。これは大いに評価されてよいことです。有り難いことだと思い

ます。

今もお話にあるように、移動式レンダリング等の備えなんですが、下に書いてある埋却地の試掘等の事前調査、これも支援していただけた、そういうことはすばらしいことですね。で、この左側に書いてある殺処分後の死体の処理方法で、3分の1が焼却処理がされたと。では、地域における防疫演習で、仮に焼却処理の演習が行われる場合も、この支援の対象にしていただけるものなんでしょうか。

○星野室長 支援というのは試掘のということでしょうか。

○橋本委員 防疫演習の中で試しに焼却するというような試みですね。

○星野室長 実際に、火をつけて。

○橋本委員 はい、死亡鶏を、どこにどうやって持っていって、どこで燃やすかというような演習が行われる場合ですね。

○星野室長 分かりました。それは実際、焼却炉は、正に、もう橋本さん、御存じのとおり、市町の焼却施設を使わせていただくんですけれども、それがどこまで演習として、実際に火をつけて燃やすのが可能かどうか。といいますのは、例えば鳥の処分をするときは、鳥だけ燃やすということはないようとして、一般ごみとか、産廃ごみとかと混ぜ込んで鳥を入れる。なぜなら、そうしないと炉が傷むということですから。そうすると通常の運用をしながら、鳥をこうやって入れていくということが必要になってくるそうですので、なかなか事前の試し焼きというのはなかなか難しいような気もしています。

○橋本委員 感染性廃棄物の処理を行う業者がありますので、もしかすると、その中には感染性廃棄物として死亡鶏の焼却を引き受けてくださるところがあるかもしれませんね。

そういうところで、仮に演習が行われる場合どうかなと思ったところなんですが。市町ではなくてですね。御検討いただければ。

○星野室長 なるほど。分かりました。ありがとうございます。具体的にケースがあれば、またお問い合わせいただければと思います。ありがとうございました。

○柚木部会長 よろしいですか。

それでは、まず、米山委員、お願ひいたします。

○米山委員 いいですか、米山です。聞こえていますか。

○柚木部会長 はい、聞こえております。

○米山委員 インフルエンザ対策で、分割管理というのが大きな柱なんですけれども、これ、そのマニュアルを作成中というふうに伺っていたんですけども、いつ完成するのか、

あまり遅くなると次のシーズンに間に合わないです。

それから、その分割管理の内容として、防護柵ですとか、集卵ベルトを別々にするだとか、ここには書いてないですかけれども、多分、鶏糞の一時置場なんかも別々にしなきゃいけないというふうに思うんですけれども、そういうのは、ものすごく、やっぱり費用がかかることなので、なかなかやりたくてもできないと思います。その辺の補助金的なものは考えていただけないかということなんですね。

何かちょっと否定的な話になっちゃうんですけども、当社で北海道で83例目と84例目の鳥インフルエンザが発生してしまいました。で、83例目のときに、少し離れた84例目で発生した鶏舎は別物だということで、最初は殺処分の対象になっていなかつたんですけども、300メートルぐらい離れていたところだったんですが、4日目ぐらいに、やっぱり感染をしてしまって殺処分ということになりましたので、分割管理をやっても、やっぱり感染することは十分あるということは認識をしておかなければいけないなというふうに思うんですけども。そうは言っても、やっぱり生産者というのは、わらにもすがりたい気持ちがあるので分割管理はやっぱりやるべきだというふうに思いますので、なるべく早くマニュアルを作るということと、資金的な支援が何か欲しいなということを意見として申し上げます。

以上です。

○柚木部会長 ありがとうございます。次の議題とも関連するんですけども、どうしましょう。

○星野室長 ありがとうございます。今、米山委員から頂いた中身の話と今後のスケジュールは、この後、本題の方で御説明させていただきたいというふうに思います。また、支援のお話は御意見として承らせていただき、我々も何ができるか、まだ考えていかなければいけないと思います。ありがとうございました、貴重な御意見。

○米山委員 はい。

○柚木部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 確認をさせていただきたいのですが、16ページ目のアフリカ豚熱の発生状況で丸の三つ目のところで、畜産物4件からウイルスが分離されたというのが、これ、何となく記憶があるんですけども、コロナの前ぐらいに分離されたのかなと思っているんですが、その後、最終的なウイルス分離は最後はいつですか。これ、動物検疫所ですね。

○松尾室長 ちょっと確認させてください。

○佐藤委員 最近、またコロナが終わって外国人がたくさん入ってくるので、どうかなと思いまして。よろしくお願ひします。

○柚木部会長 じゃあ、後で確認して。

津田委員、お願ひします。

○津田委員 一つ関連なんですけれども、17ページあるいは22ページにありますように、アフリカ豚熱あるいは口蹄疫対策として水際対策の強化というのが言われているんですが、この中で、コロナのいろんな制限が取れていって、かなり田舎でも外国人のインバウンドが増えているような感じなんですけれども、実際に摘発される件数とか、あるいはそういったことが動物検疫の現場で、少しそういった、いろんな注意喚起とかされていますけれども、効果が出ているのかどうか、いかがなんでしょう。依然として、そういった増えている傾向があるのか、それとも少しづつ減ってきてているのか、その辺分かれば教えてください。

○松尾室長 御質問の、特に水際のところにおいて、かなり事件があつて、実際逮捕者が出てるという御報告をさせていただいています。実際、そういうことも含めてアナウンスしているんですけども、携帯品による違反が年々増えています、実際。というのは、コロナの頃から、実際これまであまりたくさん検査をしてなかつた国際郵便の方も調べ始めて、こちらの方が危ないということが分かったので、併せてより多く検出するようにシステムをちょっと切り替えてます。そういう中でたくさん、また違反品ですね。実際、ウイルスがいるかどうかは別にして畜産物という形の違反品というのは増えています。

こういった中で、今、体制を強化するという形でやつてはいるところでございます。ただ、実際、今までのところ、特にウイルス自体の検出が増えたかというと、そこまでは行ってないので、違法な携帯品という確認は増えていますけれども、実際ウイルスがついたものまで増えているかというと、そこまでは行ってないというふうに思っています。

○津田委員 ありがとうございます。

○柚木部会長 よろしいですか。ほかの委員の方で何かございますか。ウェブの参加の委員の方で、特にあればお願ひしたいんですが、よろしいですか。

それでは、時間の都合もございますので、一応、第1の議題につきましては、ここで閉じさせていただきまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

飼養衛生管理指導等指針の一部を改正する件について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○松井班長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

資料の2番から4番まで通じて御説明させていただければと思います。

まず、資料2、諮問文について読み上げさせていただきまして、内容につきまして、3と4を用いて御説明させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら資料の2でございます。諮問文でございます。読み上げさせていただきます。

5 消安第1763号、令和5年6月19日、食料・農業・農村政策審議会会長大橋弘殿。

農林水産大臣野村哲郎。

諮問。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記。

飼養衛生管理指導等指針の一部変更について。

以上となります。

内容につきまして、資料の3番、それから4番を用いて御説明させていただければと思います。

まず、資料の3でございます。

飼養衛生管理指導等指針の見直しについてでございます。1番目の背景・経緯でございますが、先ほど、星野の方から説明がございましたように、令和4年度シーズン、高病原性鳥インフルエンザの発生で明らかになった家畜伝染病の発生予防、それからまん延防止に係る課題、これを踏まえまして、飼養衛生管理指導等指針を見直すこととしたいと思っております。

2番、飼養衛生管理指導等指針の見直しの方針（案）でございます。以下の（1）から（3）でございますけれども、こちらの事項を中心といたしまして、その他、所要の事項に係る改正、こちらにつきまして検討することとしたいということでございます。

（1）から（3）、三つございますけれども、大きくは2点となります。（1）の方が対応計画の関係でございます。（2）（3）が農場の分割管理の関係となります。

まず、（1）でございますが、大規模所有者が策定する防疫の対応計画において、農場

が行う防疫対応の内容、括弧にありますけれども、作業員の動員、人の関係ですね、動員ですとか、資財・機材の確保、こういったものについて明確化して位置付けるというところでございます。

(2) の関係でございますけれども、こちらは分割管理の関係で、農場について書いております。家畜の所有者でございますけれども、特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫対応、これを確実に実施する、また、殺処分頭羽数、これを低減するために必要があると判断する場合には、農場の飼養衛生管理区域の設定ですとか、人、車両、物、こういったものの動線を見直して農場の分割管理について行う場合には都道府県に相談をするといったようなところを位置付けたいと思っております。

3点目でございます。2番のところは所有者側からのところでございますが、(3)につきましては、その相談を受けた都道府県の対応について書いてございます。

飼養衛生管理基準ですか、特定家畜伝染病防疫指針、こういったものを鑑みて必要な指導を実施するといったような辺りを位置付けたいと思っております。

資料、行き来して申し訳ございません。詳細につきましては資料4番の方で御説明させていただければと思います。一度、そちらの方をお開きください。

資料4でございます。まず、飼養衛生管理指導等指針、どういったものかといったようなところを、こちらの資料で御説明したいと思います。飼養衛生管理基準の指導の仕組みというところでございますが、この指針等につきましては、令和2年の法改正で、国が全国的なガイドラインを策定し、都道府県が、そのガイドラインに即して指導の実行計画、こういったものを作つて生産者の指導に当たるという仕組みとして設けられたものでございます。

国のところ、ピンク色で示しておりますけれども、飼養衛生管理指導等指針、これは法律の第12条の3の3に基づいて作ることになりますけれども、こちらにつきましては、家畜伝染病予防法の規定による指導、助言ですか、勧告、命令、こういったものですとか、飼養衛生管理の改善を図るための措置、これをどのように実施するかといったものについての方針として策定されているものでございます。

法律の第3項の中で、少なくとも3年ごと、または必要に応じて変更するといったように位置付けられておりまして、第4項において変更しようとする際には、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならないとなってございます。今回、諮問させていただくのは、こういった経緯でございます。

また、この指針に基づいて、県が実際の指導の計画を作っていく、所有者の方では、計画の指導を受けながら遵守をしていくといったような形でなっているものでございます。

次のページお願ひいたします。

中段、赤字で先ほど、今、1ページ目で御説明しましたような指針の作成、それから計画の作成、家畜の所有者、飼養衛生管理者と書いていますけれども、こういった人がやるというところを書いてございます。その下の箱で具体的にどのようなことをやっていくかというところを書いておりますけれども、我々、国としましては、下の方にありますようなリーフレットですとか、ガイドブック、こういったものの発信、先ほど韓国の口蹄疫のところでも少しありましたけれども、この際にもリーフレット等を発信して、県を通じて家畜の所有者の皆さん、農場の皆さんにも周知ということをやらせていただいたというところがございます。都道府県の方は具体的にそういったものを活用しながら指導に当たるというところになっておりまして、所有者の方は、こういったものも活用しながら、自ら点検していくとか、改善していくといったようなところが位置付けられております。

また、右下のところでございますけれども、協議会という形、これは県であったり、あるいは生産者の皆さんというところ、事業者も含めて協議会というものを作っていただきまして、その中の情報交換、先ほど言ったリーフレット等ですとか、あるいは基準の遵守の仕方といったような点、こういったものを勉強会のようなものというのをやっていただくというような形で、今、推進体制というのが組まれているというところになっております。

次のページをお願いいたします。3ページ目でございます。

具体的な変更内容についてでございます。こちらは、このページと次のページ、その次のページ、3ページで、今回の変更内容について御説明しますけれども、まず、1番目、①でございます。

先ほど来、説明しておりますように、今シーズンとありますが、令和4年のシーズンのことでございます。大規模農場における高病原性鳥インフルエンザ、これを防疫対応を行った道県からも農場での防疫作業への協力、対応といったところですとか、分割管理についても促してくれという要望をされているところでございます。こういったことから、今回、実際、県が行う、指導を行う上での指針である飼養衛生管理指導等指針の中に位置付けたいと考えているところでございます。

このほか、4ページ目以降で説明しますけれども、豚・イノシシの一斎点検ですか、

飼養衛生管理支援システム、こういったものの進捗に伴う時点修正的な修正といったものも行いたいと思っているところでございます。

三つ目の丸のところは、先ほど、資料3を中心としたところから漏れているところでございますけれども、こういったものも、今回改正したいと、盛り込みたいと思っているところでございます。

3ページ目の左側のところ、オレンジ色で1と書いているところでございますけれども、これが1点目の内容になります。「防疫作業への協力」と書いてありますけれども、先ほど来、説明しております対応計画の関係でございます。まず、この対応計画というものでございますけれども、下に丸で書いてございますように、家畜の頭数、これが特に多くて、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜の所有者、我々、通知の方で鶏について20万羽以上飼養している農場につきまして、また、豚については1万頭以上でございますけれども、こういった農場に対しては、発生に備えて対応計画を策定してくださいというところを義務付けているところでございます。これは、飼養衛生管理基準で義務付けられているところでございます。

また、この策定に当たりましては、都道府県からその内容について指導を受けた上で策定するというような形で位置付けられているものでございます。

具体的な記載事項でございます。下の囲みの中、青い字で書いておりますけれども、記載事項という形で、農場の概要ですとか動線図。それから、必要な人員。それから、資機材といったようなところについて書かれているところでございます。また、防疫作業の手順というところで、焼・埋却、こういったものの具体的な方法と、こういったものも位置付けていただきて書いていただいているというものになっております。

この中で、今申し上げました人員ですとか、資機材、こういったところについて農場側がどこまでやるかといったようなところを明確化していただくように指導いただくというところを位置付けたいということが今回の内容でございます。

また、内容の2点目でございます。右側の2のところでございますが、農場の分割管理のところでございます。こちらは、先ほど資料3の（2）（3）の部分でございますが、まず、一つ目の丸でございます。前提としまして殺処分を行っている単位につきましては、農場というのを一つの単位と考えております。患畜、または疑似患畜、症状が確認されたものですね。確認された農場につきましては、殺処分する必要があるというところでございます。これは現行もそうなっており、そこについては変えることはできないと思ってい

るところでございます。

一方で、二つ目の丸、下に絵も描いておりますけれども、飼養衛生管理基準に基づく衛生管理区域の設定ですとか、あるいは防疫指針に基づいて疑似患畜にならないように人の管理ですね、分けるといったようなところ。あるいは家畜の管理を分けるといったようなところについて、行っていただく。人、物、こういったものの動線を分けていって、飼養衛生管理区域を一つの単位と考えて、農場という形で分割していくということはできるのではないかということを考えておるところでございます。

こういったものについて、進めていく上で、農場側が行うこと、先ほどの資料3にあつたような相談していくということでございますけれども。ですか、都道府県の方では、それに基づいて指導を行っていくといったようなところ、こういったものについて追記したいと考えているところでございます。

この関係につきましては、下のところ、「参考」と書いておりますけれども、対応計画につきましては、実際、どの程度、農場の方からの協力を織り込んでいるかといったような調査ですか、分割管理の関係につきましても、家きん疾病小委員会の中で少し言及されたといったようなところもございました。

先日行われました家畜衛生主任者会議につきまして、こちらの資料にございます2のところにありますようなイメージ図を用いて考え方についても御説明してきているところでございます。

次のページ、お願いいいたします。

豚・イノシシの一斉点検でございます。こちらにつきましては、もう既に御承知のとおりなんでございますけれども、既にやっておる取組ではございます。豚熱ですか、アフリカ豚熱、こういったものの発生リスクを踏まえまして、豚、それからイノシシの飼養農場での下にあります項目、7項目でございますけれども、点検というのを行っているところでございます。

こちらにつきましては、現在、通知で行っているんですけども、家きんでは同様の取組について、この指導等指針に位置付けておることから、豚・イノシシについても追記したいというものでございます。

次のページ、お願いいいたします。

飼養衛生支援システムでございます。こちらにつきましては、当方で今検討を進めております、また、これから実装していこうとしておりますシステムでございます。

こちらにつきましては、疾病の関係ですね。家畜、疾病の発生、予防をするために、飼養衛生管理の向上につなげていこうということで、中段ほどへ書いてございますけれども、今、飼養衛生管理の関係ですとか、検査の結果、それからと畜検査の結果と。あるいは獣医さんの投薬の情報と、こういったものが現場ではそれぞれ、様々なところでばらばらに管理されているというところです。こういったものを一元的に管理できるようなシステムというものを作りたいという形で、今進めているところでございます。

また、飼養衛生管理の関係の指導でいきますと、右側でございます。中段の右側でございますけれども、過去との比較がしやすいような形で、農家さん御自身で振り返りができるようなものですとか、写真を使った形での遵守状況、よくなつたところの確認、こういったものがスムーズにできるようなものというのも入れていきたいと考えているところでございます。

一番右側でありますような、過去との比較のようなものですね。一目で図示できるようなものというのも入れていきたいと考えているところでございます。こういったものを活用して、コミュニケーションあるいは、効率的な指導といったようなものができるようなシステムを作りおるというところでございます。

下の方にスケジュールを書いてございますけれども、現行の指針にも検討していくというような形で、少し含まれておりますて、スケジュールが進んでシステム開発等を進めているところでございますので、そういった時点修正を盛り込みたいといったようなところでございます。

資料3に戻っていただきまして、資料を行き来して恐縮でございます。2ページ目をお願いいたします。3番目の今後のスケジュール（案）でございます。

まず、（1）でございます。本日御議論いただきまして、可能であれば家きん疾病小委員会、それから牛豚等疾病小委員会におきまして、この見直しの方針につきまして御議論いただければと思っております。また、都道府県、それからパブリックコメント、こういった場で意見を伺いまして、それらにつきまして結果、盛り込んだものを改めて御報告させていただきまして、見直しの方針の答申を頂いて、速やかに改正という流れをさせていただければと思っているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○柚木部会長 ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、委員の皆様から御意見、また御質問等がありましたら、

お願いをしたいと思います。ウェブ参加の方もよろしくお願ひいたします。

すみません、小田委員から手が挙がっているというふうにおっしゃいました。

小田委員、よろしくお願ひします。

○小田委員 音声、届いていますでしょうか。

○柚木部会長 はい、よく届いています。

○小田委員 ありがとうございます。この資料3について、ちょっと内容確認と、それからちょっと提案ということで、よろしかったですかね。

○柚木部会長 はい、どうぞ。

○小田委員 先ほど、米山委員からのお話もありましたとおり、まず、現場向けのマニュアルというものを、ちょっと現場の方に、農場と、そして指導する家畜保健衛生所の方で、そのマニュアルの内容等というものを共有した上で、こういった実際に分割管理というものを農場ごとにどう対応していくべきなのか、できるのかというふうな話を進めていくということで、ここの資料3、2の（2）に書いている相談、そして助言というような中身かなというふうに理解していたものですから、そのマニュアルが作られるということで前提として、こういう記載になっているという理解で、まず、よろしかったのかということで、ちょっとお伺いしたいんですが。

○柚木部会長 はい、じゃ、まず、その点について。

○松井班長 すみません、先ほど、ちょっと説明の中からマニュアルのこと、漏れてしまいまして失礼いたしました。マニュアルにつきましても、スケジュールにありますような流れの中で、基本的には、同じタイミングで県の方への意見照会ですとか、その際には、このマニュアルにつきましても、同じく説明させていただければと思っているところでございます。

なので、今、御質問にありましたように、前提としてというところにつきましては、これと並行してマニュアルにつきましてもお示ししていければと思っているところでございます。

○柚木部会長 ということですが、よろしいですか。小田委員、よろしいですか。

小田委員、聞こえますか。

すみません、ちょっと音声が。

それでは、ちょっと音声が回復するまで、会場の方の委員の皆さんで御質問とか御意見があれば、お願いしたいと思います。

じゃあ、橋本委員、お願ひいたします。

○橋本委員 先ほど、ウェブで米山委員から発言がございました。非常に重要な御発言でした。御自身の経営されるところでの発生例で、300メートル離れたところで発生はあつたけれども、やはり、これはやるべきだと。生産者の、それは確かな意見ですから、これは間違いなくやるべきだと私も思います。

私は、牛豚のことはよく分からんのですが、一つ参考に伺っておきたいのは、これ、ほかの病気でも、豚の口蹄疫でも、分割管理って適用されるんですか。

○星野室長 病気ごとにやるわけではなくて、飼養衛生基準の中の飼養衛生管理区域、要するに農場全体で、どうやって衛生対策を取ろうかという飼養衛生管理基準がありますけれども、その考え方をより分割していくというだけですので、別に口蹄疫用とか鳥インフル用とかいう考え方ではないんですね。

なので、それぞれの農場に、今、例えば牛であれば、1,000頭クラスいるとすれば、それを100頭ごとに分けていただいても結構ですし。それは、要するに、農場をいかにして分けるかという発想ですので、そこは別に口蹄疫、そのとき、もし、もちろん分割されれば口蹄疫であれば、口蹄疫の発生した農場が殺処分であって、周辺の農場はいろいろ制限がかかるというだけの話です。

○橋本委員 明確です。分かりました。ありがとうございます。

○日高委員 豚でも一緒ということで、よろしいですか。

○星野室長 豚でも同じ……牛も豚も鶏も全部一緒です。

○日高委員 鶏であろうと、豚であろうと、分割管理すればいいということですね。

○星野室長 一点、いいですか。小田委員がちょっと、なかなかつながらないので。今のルールでも、飼養衛生管理基準の中の飼養衛生管理区域ごとに、僕たちとしては、一つの同じ感染リスクだというふうに考えていますので、だから、そこの1頭でも、1羽でも発生すれば、その区域全体の殺処分をすることとしているんです。なので、同じリスクの一つの区域を、一つの大きな農場からそれぞれ分散していただければ、畜種を問わず、今の時点でもできるんです。既に報道上でも書かれているように、別に、このマニュアルとか指針の改正とか待たずとしても、実際に、もう分割を取り組んでいる、あるいは取り組んでいきたい、取り組んでいこうとやっていらっしゃる方は既にいらっしゃいますし、実際、やっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、実際に、農場を出ても、隣接しているからといって、直ちにそれはアウトではなくてですね。ただ、米山さんの紹介があったように、

不幸にも、それが分かれていたけれども、やはり環境中のウイルスの濃度が高いと出てしまうということも、それはあり得ますので、そこは御理解を頂いた上、取り組んでいただければというふうに思います。

○日高委員 よろしいですか。結局、今の話になってくると、同じ農場でも分割すればいいということは、その分割、距離というか、それは関係なくて、要するに壁か何かを造つてしまえば、もうそこで、あと管理舎を別にしてしまえば、餌とかですね。すれば、もう分割はOKということですね。

○星野室長 おっしゃるとおりです。

○日高委員 距離は関係ないということですね。防護柵でもいいんですか。壁がいい。それとも……

○星野室長 物理的に何がいいとかは、僕らは決め難いので、正に現場、現場で、よく見ていただいて、例えば人が行き来しないような形になっているかどうかとか、そこは現場の方の御判断になると思いますけれども。

○日高委員 じゃあ、仕切るものは何でもいいということですね。

○星野室長 要するにルールとしては、人やものや車両が行き来しないようにさえすればよくて、例えば、今でも、変な話、農場並んでいるけれども、壁がない農場なんて幾らでもあるじゃないですか。でも、衛生管理区域としては、ここが一つの衛生管理区域、ここが一つの衛生管理区域として、飼養衛生管理基準の遵守状況を報告してもらっていると思うんですよ。なので、同じ一戸の農場でも分けていただければいい。

ただ、目視的に確実にやるんであれば、塀を造ったり、何かネットを造ったり、張ったりしていただくのが非常に分かりやすいし、もし、発生したとしても、疫学調査で調べていて、隣の人が、いや、実は昨日、俺、こっちの農場に入っちゃったよと言ったら、それはもう同じ疑似患畜の範囲になってしまいますので。

○西元委員 飼料運搬とか、人の交流なりとか別々という……

○星野室長 そこは、はい。なので、発生の都度、それは必ず確認をさせていただきます。

○日高委員 結局、消毒ゲートを各農場について、そこを基本、出入口は消毒ゲートということで捉えればいいんですよね。

○星野室長 おっしゃるとおりです。

○柚木部会長 それでは、小田委員、御発言があるようですので、よろしくお願ひします。

小田委員、聞こえておりますか。

○小田委員 はい。こちらこそ、聞こえていますか。

○柚木部会長 聞こえております。

○小田委員 もう一回質問からですか。

○柚木部会長 いや、質問はよく分かったんですが、こちらの回答が、そちらに届いておりますか。

○小田委員 すみません、じゃあ、回答の方をお願いします。

○柚木部会長 もう一回やります。よろしくお願ひします。今、聞こえていますか。大丈夫ですか。

○小田委員 聞こえています。

○松井班長 音声の方、乱れたようで、失礼いたしました。先ほどの説明のときに併せて御説明するべきでした。申し訳ございません。

3番の今後のスケジュールにありますように、基本的には、この流れの中で、県の方にもお示ししていきたいと思っております。案については、今作成中でございますけれども、意見照会等をやる際には、マニュアルの案につきましても、御説明させていただいて、また御意見等を賜れればと思っているところでございます。

○小田委員 承知しました。

○松井班長 なので、この指針の改正といいますか、見直し、変更のところでも、そういう意味で言いますと、同じようなスケジュールなので、マニュアル前提として進めていくと御理解いただければと思います。

○小田委員 分かりました。

○柚木部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかの委員の方で、ウェブ参加の方で手が挙がっていらっしゃる方はいらっしゃいますか。今のところ、いらっしゃいませんね。

それでは、ほかに御質問とか御意見、ウェブ参加の方を含めて、あればお願ひしたいんですが。

それでは、日高委員。

○日高委員 この案の3ですよね。飼養衛生管理システムということなんですけれども、これは令和5年だから、今年度からシステムを開発していくという……

○松井班長 はい、そうでございます。

○日高委員 国の方で、これを作つていって、私たち、畜産のところに活用していくとい

うことですね。

○松井班長 そういうことでございます。もう少し具体的な項目で言いますと、このスケジュールのところの左側に、ちょっと細かくて恐縮です。字で書いているところでございますけれども、年に1回、御報告いただいている定期報告ですとか、それに基づく家保の確認といったようなところ。あとは、先ほど、3のところでも御説明しましたように、一斉点検のときも、3か月に1回の自己点検のところ、こういったものにつきましても、システムの中で報告いただくようなことができないかという形で、今、開発を進めているところでございます。

あと、家畜保健衛生所の方での病性鑑定の結果といったようなものも入れていって、その結果と、遵守の状況といったようなものが一緒に見られるようなといったようなものを考えているといったようなところでございます。

○日高委員 これは全農場が、これができた場合には入らなくちゃいけないということですね。結局、国が管理していくということですね。この投薬情報とか、諸々、と畜情報とか全部やっていくということですね。管理下にやって……

○松井班長 そうですね、ちょっと今おっしゃられた、と畜のところとかというところまでは、全てのところになるかどうか、少し検討中でございます。少なくとも飼養衛生管理の関係ですとか、この家畜衛生の関係につきましては、このシステムの中で御報告をお願いしたいと思っているところでございますけれども、と畜の部分につきましては、一部のと畜場とかに限られるというところはあり得るかと思っております。

ちょっと、その辺りは、まだ検討中の部分でございます。

○日高委員 投薬情報まで云々ということになってくれば、耐性菌の問題とか、いろいろ国際的な問題がありますよね。そこ辺りは少し改善されていくということになりますよね。

○松井班長 そうですね、そういったものにも、このシステムで収集したデータというのを使えていければと思っているところでございます。

○日高委員 だから、結局全農場に網羅していかないと意味がないということですね。

○松井班長 そうですね。

○柚木部会長 ほかにございますか。特にウェブの方で御質問、お手は今のところ挙がっていないようですが、会場の方でよろしくございますか。

○米山委員 いいですか。

○柚木部会長 米山委員、よろしくお願いします。

○米山委員 ちょっと確認なんですけれども、先ほどからマニュアル、マニュアルと言っているのは、飼養衛生管理指導等指針のことでいいんですか。

○松井班長 そちらにつきましては……音声大丈夫でしょうか。

○米山委員 はい。

○松井班長 ありがとうございます。指導等指針ではなくて、指導等指針とは別に、もう少しブレークダウンしたようなものを作りたいと思っているところでございます。

ちょっと、すみません、今日は、そちらの資料を御提示できなくて申し訳ございませんが、もう少しあみ碎いたものをですね。こちらにつきましては、家きん疾病小委あるいは牛豚等疾病小委での御議論のときにお示しできればと思っているところでございます。

○米山委員 その完成が何月ぐらいになるんですか。

○松井班長 これは先ほどの指針のスケジュールとリンクする形で考えております。8月の下旬目途で、完成という形にさせていただければと思っております。

○米山委員 そうですか。それじゃもうあまり時間がないので、よろしくお願ひしたいんですけども、そのほかに、先ほど、ちょっと音声が途切れたときに、分割管理の話で、農場と農場の間の距離だとか、構築物というか、柵の質問をされていた方がいて、その辺の答えがちょっと聞こえなかつたので、もう一度お願ひしたいんですが。

○星野室長 それは正にこれから議論になると思いますし、現場現場で衛生管理の状況とか、あるいは人の動きとかが関係してくると思いますので、一概に、例えば柵があればOK、なければ駄目よというふうに言えないと思います。ただ、米山さん御指摘のように、分けたからといって必ずしも出ないとは限らないよとなってくると、これを取り組む意義とすれば、人や物や車両が交差しないということが絶対担保した方がいいと思えば、やはりきっちり分けられている何か構造物があった方が確実だとは、私は思います。ただ、この辺は、次の小委員会の中で御議論いただいて、どこまで書き込むのかというところは、正にポイントになるかもしれません。

一方で、既に飼養衛生管理基準、あるいは飼養衛生管理区域という考え方も、先生方に御議論いただいて、省令で定まっておりまますので、既に分割をしようと思えば、今のルールでもすることは可能なんです。ただ、一度、皆さんと前向きにこれを取り組むときには、どういった気付きや、どういったことが一つのモデルとして、案として示されるのかなということを、ものに書いてみようということの取組ですので、次の委員会の中で専門家とまた御議論しながら、そして早い段階で、例えば、家きん疾病小委員会が終われば、パブ

リックコメントも出たりしますから、そういった中では、7月下旬ぐらいには示されると思いますので、そこで、また御議論いろいろ頂ければというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○米山委員 ということは、そのマニュアルの内容についても、パブコメで、生産者の方から意見や質問を出したりすることができるということですか。

○星野室長 マニュアル自体はパブリックコメントにかけることはないと思いますけれども、また、何らかの形で生産者や都道府県の方には御説明する機会は設けたいと考えています。

○米山委員 是非、そういうことでお願いします。

○柚木部会長 ありがとうございます。それではかなり時間も経過しておりますので、特に御質問、御意見が……どなたでしょう。中島委員。

それでは中島委員、お手が挙がっているようなので、よろしくお願ひします。

中島委員、聞こえますか。

○中島委員 はい。聞こえていますでしょうか。

○柚木部会長 はい、聞こえております。よろしくお願ひします。

○中島委員 私の方からは、ちょっと一つお願いというか、コメントなんですけれども、今回の指針の諮問内容と直接は関係しないかもしれません、近年、インフルエンザが世界中にまん延している状況もあって、人の感染が、ちょっとやっぱり心配なところがあるのかなと思います。英国では、H5N1の、不顕性ですけれども、感染事例が2例報告されています。お一人は、その農場の従業員で、もう一人は殺処分の担当者。また、高病原性ではありませんけれども、中国ではH3N8の感染者の死亡例とともに発生していますので、高病原性鳥インフルエンザ発生時の感染予防に対して、改めて注意が必要かなというのと、そういう農場の従事者で、体調不良のときには受診検査というか、しっかりと、このインフルエンザの感染がないことを、もしくはあることを確認するという仕組みが重要なと思いますので、その辺りを改めてコメントさせていただければと思います。

以上です。

○柚木部会長 ありがとうございました。何か。

○星野室長 ありがとうございました。先生の御指導も頂きながら、指針の中にも防疫対応するときには県の公衆衛生部局とも必ず連携を取って、体調の確認とか、発熱の有無等についても、あとは防疫作業が終わった後の異常がないかどうかも確認も含めて、各現場

ではやらせていただいておりますので、また異常があれば、情報として吸い上げる形になっておりますので、何かあれば現場の方から情報が来るとは思っております。

ただ、御指摘の点、非常に大事だと思いますので、例えばシーズンが始まる前の9月頃、いつも越境性の会議ということで、都道府県に対しまして防疫の徹底をお願いしているんですけども、そういう中でも引き続きアナウンスをさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○柚木部会長 それでは、ないようでしたら、ここで一旦この事項につきましては、先ほど来、お話がありますように……

○松尾室長 全部終わりましたら、私、質問に……

○柚木部会長 はい。一旦この議事を閉めて、はい。先ほど、お話がありましたように、この件については非常に専門的、それから技術的な事項の審議が必要でありますので、先ほどお話がありましたように、今後、家きん疾病小委員会、それから、牛豚等疾病小委員会、こちらの方での審議を頂いてお願いをしたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、異議がないようですので、事務局の方で、そういう形で進めていただきますようにお願いをしたいと思います。

それでは、その他ということで、全体を通じてでございますけれども、先ほど、御質問があった件について、御回答をお願いいたします。

○松尾室長 国際衛生対策室長の松尾でございます。先ほど、佐藤委員と津田委員からアフリカ豚熱に関する御質問がありました。確認しましたので、回答させていただきます。

一つ目、佐藤委員から、アフリカ豚熱について、陽性事例のものについて、確認して、それが陽性であったというのを確認したのはいつであったかというのは、委員御指摘のとおり、コロナ中の2020年12月の検体を調べたところ、21年1月に陽性であったというのが確認された、フィリピンからのソーセージのサンプルとしたものでございました。これが最新のものという形でございます。

○佐藤委員 4件目。

○松尾室長 はい。4件目です。

もう1点、津田委員の方に説明しました、もう一度説明させていただきますと、インバウンドが一番多かった令和元年、コロナ前ですね。日本には3,190万人のインバウンドの方々がいらっしゃいました。その当時、この摘発物質数というのは年間11万件ございまし

た。現在は、御承知のように、インバウンドが12%ぐらいに落ちています。一方で既に摘発は半分ほどになっています。5万4,000件、昨年、もう既に摘発してございます。こういうふうにインバウンドの人口当たりからすると、非常に摘発率が高まっているということが現状でございます。

以上でございます。

○柚木部会長 ありがとうございました。よろしいですか。

じゃあ、全体を通して御意見とかあれば、お受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。特にウェブの方は手が挙がってないですね。会場の皆さんもよろしゅうございますか。

それでは、特ないようでございますので、今日の部会の方はこれで終了させていただきたいというふうに思います。

それでは、事務局の方で進行をお願い申し上げます。

○星野室長 ありがとうございました。飼養衛生管理指導等指針の一部改正についての諮問につきましては、今後、家きん疾病小委員会、牛豚等疾病小委員会を合同で開催をさせていただきまして専門的な立場から御議論を頂きたいというふうに思います。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、御指導、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

本日は、大変、御熱心な御議論、ありがとうございました。最後に動物衛生課、沖田課長の方から締めの御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○沖田動物衛生課長 動物衛生課長の沖田でございます。本日は、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

諮問事項につきましては、先ほど来、説明をしておりますとおり、家きん疾病小委員会、牛豚等疾病小委員会の合同の開催をいたしまして、その中で、専門的な立場から御議論を頂きたいというふうに思っております。

また、質疑の中でも出ていました、より具体的なマニュアル等、こういったものについても、また、その中で専門的な立場からの御議論を頂いて、それを踏まえて役所の方で対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、この令和4年度シーズンの発生は、過去にないほど早かったということでございます。この令和5年度のシーズンも、どうなるか分からないながら、しっかりととした準備ができるように、この議論いただいております点についても、しっかり踏

まえながら次期に向けて備えていきたいというふうに考えております。委員の皆様においても、また御指導、御協力を頂きたいというふうに思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

○星野室長 それではこれをもちまして、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会、第60回家畜衛生部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時52分 閉会